

2 要介護・要支援認定の手続き

① 相談・申請

窓口：住民票のある区の区役所保健福祉課介護保険担当

必要書類：申請書、介護保険被保険者証（65歳以上）、医療保険被保険者証（40歳から64歳）

② 認定調査

訪問調査員が訪問し、心身の状態や生活状況などについて聞き取り調査を行います。

③ 主治医意見書

主治医（かかりつけ医）に心身の状態についての意見書を作成してもらいます。

（主治医意見書の作成依頼は、市から主治医に直接行います）

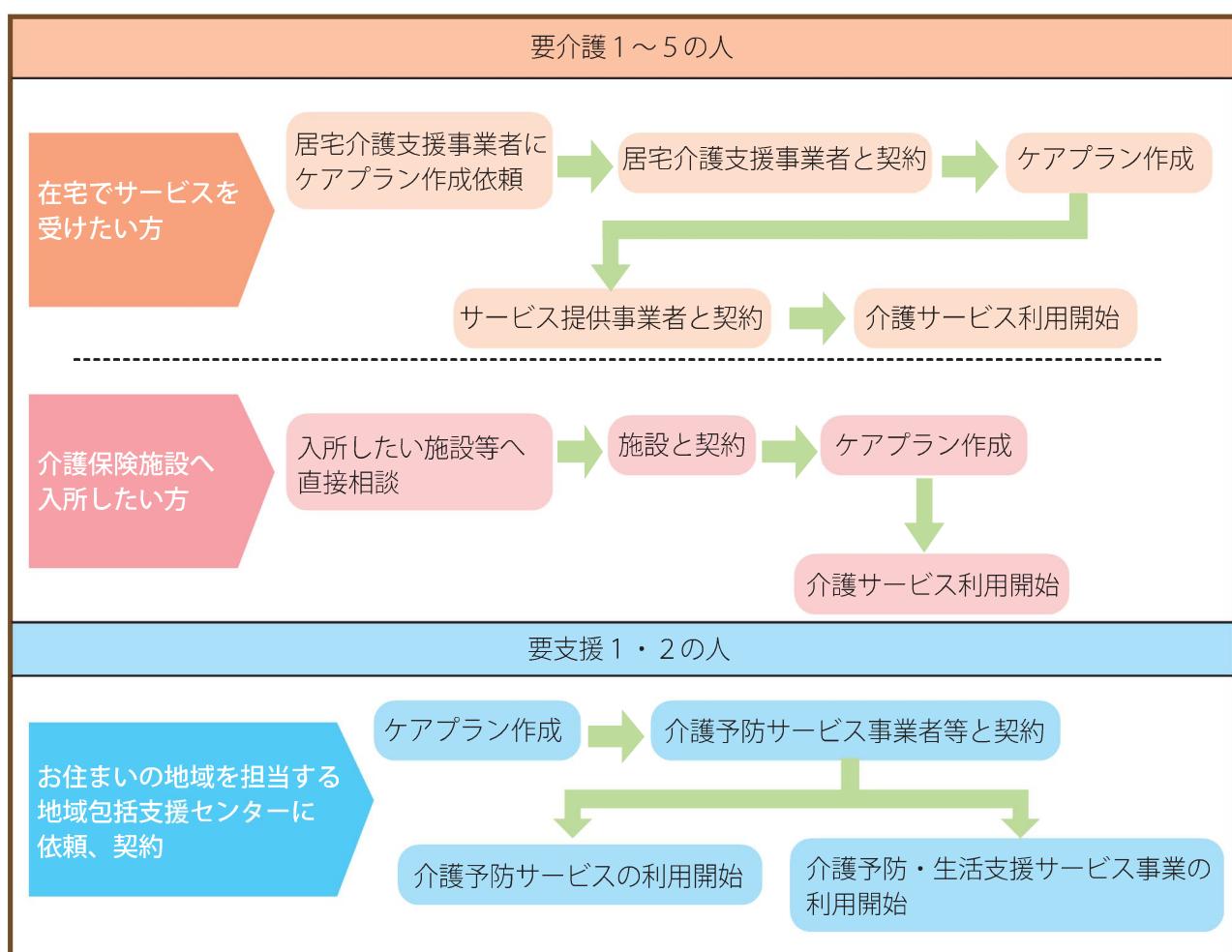
④ 一次判定・二次判定

全国共通のコンピューターソフトによる判定を行ったのち、認定審査会により介護や支援がどのくらい必要か審査・判定します。

⑤ 認定・結果通知

認定結果（要支援または要介護）を本人へ文書で通知します。（「非該当」となる場合もあります。）

⑥ サービスの利用



3 窓口

各区役所 保健福祉課介護保険担当（裏表紙の代表番号におかけください）

● 身体障害者手帳

身体障害者手帳（1級から6級）を所持することにより、障害の程度等に応じて様々な障害福祉制度を利用することができます。指定医の診断書・意見書が必要です。

対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳病変による運動機能障害）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある方

窓口 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（29頁）

● 療育手帳

療育手帳（A1からB2）を所持することにより、障害の程度等に応じて様々な障害福祉制度を利用することができます。子ども総合センターまたは障害福祉センター（地域リハビリテーション推進課）での判定が必要です。

対象者

知的障害のある人

窓口 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（29頁）

● 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）を所持することにより、障害の程度等に応じて様々な障害福祉制度を利用することができます。診断書等が必要です。

対象者

精神障害があり長期にわたり日常生活または社会生活への制限のある方

窓口 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（29頁）



● 特別障害者手当

身体または精神に著しい重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の在宅の方に支給されます。所得制限有り。

月額 27,350円

※手当支給には申請が必要です。医師の診断書（有料）が必要な場合があります。

窓口 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（29頁）

● 障害児福祉手当

身体または精神に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の在宅の方に支給されます。所得制限有り。

月額 14,880円

※手当支給には申請が必要です。医師の診断書（有料）が必要な場合があります。

窓口 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（29頁）

● 特別児童扶養手当

政令に規定する身体または精神の障害の状態にある20歳未満の児童を監護している方に支給されます。所得制限有り。

月額 重度の障害のある子ども 1人につき 月額52,500円

中度の障害のある子ども 1人につき 月額34,970円

※手当支給には申請が必要です。医師の診断書（有料）が必要な場合があります。

窓口 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（29頁）

● 児童扶養手当

父（母）と生計を同じくしていない、又は父（母）が重度の障害者である児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、一定の障害を有する場合は20歳未満）の母（父）、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。所得制限有り。

所得に応じて月額43,160円から10,180円

※対象児童2人目以降は加算あり

窓口 各区役所 子ども・家庭相談係（裏表紙の代表番号におかけください）

● 障害基礎年金

国民年金加入期間中に初めて診療を受けた病気やけが、または、20歳前に診療を受けた病気やけがにより、精神・身体の障害または長期にわたる安静を必要とする状態になった方に支給します。ただし、国民年金加入中に初めて診療を受けた方については、一定の保険料納付期間等が必要です。

| 区分 | 年金額（令和3年度） |
|----|-------------|
| 1級 | 年額 976,125円 |
| 2級 | 年額 780,900円 |

窓口 各区役所 国保年金課（裏表紙の代表番号におかけください）

● 障害厚生年金

厚生年金加入期間中に初めて診療を受けた病気やけがにより、精神・身体の障害または長期にわたる安静を必要とする状態になった方に支給します。ただし、一定の保険料納付期間等が必要です。

| 名称 | 住所 | 電話 | 対象 |
|----------|---------------|----------|--------------------------|
| 小倉北年金事務所 | 小倉北区大手町13-3 | 583-8340 | 門司区・小倉北区にお住まいの方 |
| 小倉南年金事務所 | 小倉南区下曾根一丁目8-6 | 471-8873 | 小倉南区にお住まいの方 |
| 八幡年金事務所 | 八幡西区岸の浦一丁目5-5 | 631-7962 | 若松区・八幡東区・八幡西区・戸畠区にお住まいの方 |

